# 地域公共サービスを着実に推進する地方財政の充実を求める意見書

地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域公共サービスの拡充を図るためには、 地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額の確保は 不可欠です。

しかし、政府の経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定 資産税の減免などが議論されており、地域公共サービスの質及び量を確保するためにも、 安定的な地方税財源を確立することが極めて重要な課題です。

地方自治体の実態に見合った歳出、歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

こうした中で、8月7日に人事院が勧告した「公務員給与の総合的見直し」は、公務員給与について大都市と地方との地域間格差の拡大を柱とするものでした。公務員給与が及ぼす地方交付税算定への影響を考えれば、地方財政の厳しさは一層増すことになります。

よって、国及び政府関係機関においては、地域公共サービスを着実に推進する地方財 政の充実のため、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方 針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場において、十分な協議の もとに決定すること。
- 2 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政 策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような 算定を改めること。
- 3 人事院が勧告した「公務員給与の総合的見直し」は、公務員給与について大都市と 地方との地域間格差を拡大するだけでなく、地方交付税にも影響を与え、地方財政の 厳しさに拍車をかける結果となるため、このような見直しは改めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月26日

## 消費税増税に関する慎重な対応を求める意見書

平成26年4月から6月期の実質国内総生産(GDP)は前期比マイナス1.7%、年率 換算マイナス6.8%と大幅な落ち込みとなりました。また、総務省が公表している家計 調査の結果を見ても4月の消費税引き上げ後に落ち込んだ消費の回復が遅れているこ とは明らかであり、現金給与総額は増加傾向が続いているものの、消費税の増税分を含 めた物価上昇をカバーできていないのが現状です。

このような中、政府は消費税率を平成27年10月に8%から10%へ引き上げるかどうかについて、平成26年内に最終判断をするとしています。財政の立て直しは急務であるため、再増税を先送りするリスクは大きいとの声もありますが、再増税で景気が大きく悪化する強い懸念もあります。

東日本大震災から3年半以上が経過しましたが、震災による影響は、東北地方を中心にまだまだ大きく響いており、さらに、全国各地で発生した自然災害による被害も甚大なものとなっています。このような状況での再増税が各災害の被災者の生活再建を妨げることは必至です。

よって、国及び政府関係機関においては、国民生活に多大な影響を及ぼす消費税の引き上げに対しては、経済状況等を総合的に勘案し、特にも各種災害の被災地の現状を考慮し、十分に論議を尽くし、かつ説明責任を果たすよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月26日

# 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。ろう者は耳が聞こえないため、手話を物の名前や抽象的な概念などの意思疎通を図る言語として、大切に受け継ぎ発展させてきました。

しかし、明治13年にイタリアで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議されました。我が国においてもろう学校では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されました。これにより、ろう者の第一言語である手話は長い間使用が禁止されてきました。つまり、手話は法的に言語として認められていなかったのです。そのため、ろう者は社会のいろいろな場面で不利益を被り、さまざまな差別や排除を受けてきました。

近年、手話はろう者にとって重要なものであるとの認識が広まりつつあります。平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」には、「手話は言語」であることが明記され、我が国においても、平成23年に成立した「改正障害者基本法」で、「すべての障がい者は、可能な限り言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段について選択の機会が保障される」と定められました。しかし、この基本法はあくまでも手話が認められたということだけであり、ろう者の生活する権利を守るためには不十分なものとなっています。手話が音声言語と対等な言語として使用できるようにするためには、「障害者基本法」の内容を具体的に規定する法律の制定が必要です。

よって、国及び政府関係機関においては、ろう者の権利を保障し、ろう者としての尊厳を持つことができ、ろう者とろう者以外の国民が互いに理解し合い、共生していくことができる社会を実現するため、次の事項を実現するよう強く求めます。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、耳の聞こえない子どもが 手話を身につけ、手話で学べ、ろう者が自由に手話を使え、さらには手話を言語として 普及、研究することのできる環境を作るための「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月26日

# 「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」の継続を求める意見書

東日本大震災から3年が経過しました。被災地では、いまだ地域の復旧・復興の遅れから先行きの見通しが立たない中、家庭や地域での様々な問題が子どもたちの生活に大きな影響を与えています。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、就学支援等を実施するために創設されたもので、この交付金により、幼稚園の保育料や入園料、小・中学校の学用品費や通学費、高等学校の奨学金、私立学校の授業料等の減免など多くの就学支援等が行われ、被災した子どもたちや保護者に大きな安心感を与えてきました。

しかし、この「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成 26 年度までの事業となっており、平成 27 年度以降どうなるのか見えない状況となっています。この交付金の対象者は平成 25 年度で 52,436 人となっており、これからもこの事業を必要とする子どもたちはいまだに数多くいます。

よって、国及び政府関係機関においては、引き続き平成 27 年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を継続していただくよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月26日

## 私学助成の充実強化を求める意見書

私立高等学校は、これまで子どもたちの学ぶ意欲にこたえる特色ある教育を積極的に展開し、公教育の一翼を担い、社会の各分野で活躍できる人材を輩出してきました。

しかしながら、少子化による生徒数の減少等により私立高等学校の経営は厳しさを増しています。高等学校等就学支援金制度が創設され、教育費の保護者負担の軽減が図られたものの、依然として公私間には、公費支出や保護者負担に大きな格差があり、私立高等学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。

こうした状況の中、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、 私立高等学校の経営の健全性を高めていくため、公費助成の一層の充実が求められてい ます。

よって、国及び政府関係機関においては、中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域内の私立高等学校に対する助成の増額を含め、私学助成の充実強化を図られるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月26日

## 私学助成の充実強化と国への助成制度の一層の拡充を求める意見書

私立高等学校は、これまで子どもたちの学ぶ意欲にこたえる特色ある教育を積極的に展開し、公教育の一翼を担い、社会の各分野で活躍できる人材を輩出してきました。

しかしながら、少子化による生徒数の減少等により私立高等学校の経営は厳しさを増しています。高等学校等就学支援金制度が創設され、教育費の保護者負担の軽減が図られたものの、依然として公私間には、公費支出や保護者負担に大きな格差があり、私立高等学校の教育諸条件が改善されない大きな要因となっています。

また、県内には、平成23年3月の東日本大震災で被災した施設や設備の復旧に多額の費用を要した高等学校や、老朽化した校舎の耐震化対策を講じる必要がありながら、早期の整備が困難な高等学校もあります。

こうした状況の中、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、 私立高等学校の経営の健全性を高めていくため、公費助成の一層の充実が求められてい ます。

よって、県においては、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1 中学校を卒業する者の減少が見込まれる地域内の私立高等学校に対する助成の増額を含め、私学助成の充実強化を図ること。
- 2 私立高等学校に対する経常費助成の増額など、私学助成制度の一層の拡充を国に求めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月26日

### 政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

2014年産の米の概算金が、岩手県では60キロ8,400円と、昨年より2,800円下落し、政府の「成長戦略」で10年後の担い手目標として掲げる「生産費4割減」に相当する60キロ約9,600円を各地で割り込むなど過去最低の水準に下がっています。また、農林水産省が公表した6月末の米の民間在庫数量は255万トンで、前年同期と同様の高水準で推移しています。収穫を迎える2014年産米は、東北が「やや良」、北海道が「良」の豊作基調になっており、供給が需要を上回る需給緩和の状況が、過去10年で最も深刻になるとの予測が出ています。

稲作農家の経営は、米直接支払交付金半減の影響や、米価変動補填交付金が事実上廃止されたことで、厳しいものとなっています。そのような中、米価がさらに下落すると、一層厳しくなることは明らかです。特にも、小規模農家の経営への影響は大きいものと思われます。政府は、主食用米から飼料用米への転換について、助成金を増額して誘導していますが、対策の初年度ということもあり、生産現場では十分な対応ができない状況にあります。

米価の下落は、今年6月末の民間在庫が2年前に比べて75万トンも増える見通しを政府において立てていながら、効果的な施策を講じていないことが要因であり、また、攻めの農政改革で、5年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも一因であると思われます。

主食である米の需給と価格の安定を図るのは、政府の重要な役割であり、政府による 備蓄米の買い入れは、需給引き締めの効果が期待されます。過剰基調が明確になってお り、政府の主導で需給の調整を行い、早急に対策を立てることが求められます。

よって、国及び政府関係機関においては、これらの実情を深く理解され、備蓄米の買い入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成26年9月26日